

第 1 3 回 尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理審議会

令和 7 年 5 月 2 日 午後 1 時 5 5 分～午後 2 時 4 0 分

本庁舎 6 階 6 0 1 会議室

- 議題
- 1 議事録署名者の選任について
 - 2 議案事項
議案第 7 号 尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理
事業における評価員の選任について
⇒議案第 7 号については、審議の結果、事務局案のとおり
同意されました。
 - 3 令和 7 年度事業計画について
 - 4 小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱及び傍聴要領
の改正について
 - 5 その他

出席委員	永井幸男	牧野裕人	園田條元	松浦克朗
	松浦正敏	松浦節雄	松浦勘三	

欠席委員 (株)美鈴工業

傍聴者 1 人

事務局	舟橋部長	川島次長	早稲田課長	杉山主幹
	上井庶務係長	白木事業係長	川畠補償係長	吉田換地係長
	近藤主事	吉田技師	堀田主事補	

杉山主幹

本日は、ご多忙の中、尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理審議会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

会議資料につきまして、これまで紙資料を配付しておりましたが、本市では、紙資源の削減による環境負荷の低減等を目的にペーパーレス化を推進しているところです。

つきましては、本審議会においても本日の会議から紙資料の配付は行わず、お手元に用意しましたパソコンにて資料を確認いただきたく存じますので、よろしくお願い致します。

本日の会議資料が必要な方には、後日、データをお送りいたしますので、お手元に配付しました用紙にメールアドレスのご記入をお願い致します。ご記入された方の用紙については会議終了後に回収させていただきます。

また、本日の会議はAIによりマイク音声を自動で文字化するシステムを採用しておりますので、発言をされる際は、挙手をしていただき、職員がマイクをお持ちしますので、マイクを受け取ってから発言をお願いいたします。

それでは、舟橋都市政策部長からあいさつ申し上げます。

舟橋部長

本日はご多忙の中、またお足元の悪い中にもかかわらず小牧本庄土地区画整理審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃より本土地区画整理事業並びに市政各般にわたり、多大なるご支援・ご理解をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、本土地区画整理事業につきましては、令和3年10月に事業計画の決定がされ、令和6年3月29日付で仮換地指定をさせていただくことができました。昨年度は、本庄会館から南へ仮設道路を整備し、今後は、順次工事や補償を進めていくことになります。

事務局といたしましては、事業進捗を図るため引き続き鋭意努力してまいりますので、委員の皆様方におかれましては、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

また本日は、1件の議案の審議と報告事項としまして令和7年度事業計画などについてご報告をさせていただきます。いずれも事業進捗のため重要な事項でございますので、慎重かつ活発なご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

杉山主幹

続いて、区画整理課の職員につきまして、早稲田区画整

理課長から紹介させていただきます。

早稲田課長

委員の皆様、改めましてこんにちは。本日はお忙しい中足元の悪い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。今年度より区画整理課長を務めさせていただくことになりました早稲田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今年度の区画整理課職員の状況につきましてご説明させていただきます。「令和7年度職員配置名簿」をご覧ください。

まず、上から3行目でございます。本年度の区画整理課職員数は、正規職員19名、会計年度任用職員3名で、合計22名であります。今年4月1日付けの人事異動によりまして、6名が転出しまして、5名が転入、この22名で、本庄、文津、岩崎山前、小牧南の4地区を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の事務局の職員について紹介させていただきます。

まず、部長の隣でありますが都市政策部次長の川島であります。

川島次長

都市政策部次長の川島でございます。よろしくお願い致します。

早稲田課長

次に、本日の進行を務めさせていただいております、主幹の杉山でございます。

杉山主幹

杉山です。よろしくお願い致します。

早稲田課長

次に、庶務係長の上井でございます。

上井係長

上井です。よろしくお願い致します。

早稲田課長

換地係長の吉田でございます。

吉田係長

吉田です。よろしくお願い致します。

早稲田課長

補償係長の川畠でございます。

川畠係長

川畠です。よろしくお願い致します。

早稲田課長

事業係長の白木でございます。

白木係長 白木です。よろしくお願いします。

早稲田課長 次に、事業係の吉田でございます。

吉田技師 吉田です。よろしくお願いします。

早稲田課長 次に、換地係の近藤でございます。

近藤主事 近藤です。よろしくお願いします。

早稲田課長 同じく換地係の堀田でございます。

堀田主事補 堀田です。よろしくお願いします。

早稲田課長 以上でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

杉山主幹 続きまして、松浦会長からご挨拶いただきますので、よろしくお願いします。

松浦会長 改めまして皆さんこんにちは。
今日は雨で足元の悪い中をご出席賜りありがとうございます。
新年度になり、先ほどご紹介があったように人事異動がありまして、この事業も所管の方々が新布陣となられたようです。
前年度と同様に事務事業の推進をいただきますよう、よろしくお願いします。
また新年度におけるこの事業に対しては、予算の増額がなされるようです。工事等が順次推進されることを期待しております。
それから1つご連絡ですが、入鹿用水受益地区に対しての地区除外に関わる転用決済の手続きが3月末までに指定されておりました。
その手続きを全員の方が完了していただいたということでありますので、併せてご連絡いたします。
今年におきましては、この事業がますます進捗するように具体的化されていくと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。
以上簡単ですが、私からの挨拶とさせていただきます。
ご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

杉山主幹 ありがとうございました。
本日の出席委員は、7名であります。規定により、本日の審議会は成立いたしました。
また、1名から傍聴の申し出がありましたことをご報告いたします。
当審議会及び会議録は個人情報等を含む審議内容を除き、原則として公開することになっておりますので、ご承知おきください。
なお、本日の日程につきましてすべて公開の事案となります。
それでは、会長が会務を総理することとなりますので、会長、よろしくお願いいたします。

松浦会長 ただいまから尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理審議会を開催いたします。本日の議事日程については、お手元のとおりであります。
日程第1「議事録署名者の選任について」を議題といたします。
お諮りいたします。選任の方法については、会長の指名により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

松浦会長 ご異議なしと認めます。よって会長において指名することに決しました。議事録署名者に
2番 永井 幸男 委員
3番 牧野 裕人 委員
を指名いたします。
続きまして、日程第2「議案事項」に入ります。
議案第7号を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

吉田係長 それでは、議案第7号につきまして、ご説明をさせていただきます。
恐れ入りますが、日程資料の1ページをご覧ください。
議案第7号「尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業における評価員の選任について」でございます。前評価員の富本一久氏が令和7年3月31日付けで辞任したことに伴い、新しい評価員に次の者を選任したいので、土地区画整理法第65条第1項の規定により、審議会の同意を求めるものでございます。令和7年5月2日。

新しい評価員としましては、林 雄大 氏であります。
提出理由としましては、尾張都市計画事業小牧本庄土地
区画整理事業の施行に必要なためであります。

林氏の経歴をご紹介しますと、一級建築士、宅地建物取
引士等の資格をお持ちで元愛知建築士会小牧支部長であり
ます。

以上で、議案第 7 号の提案理由の説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

松浦会長 質問ございませんか。

(質問なし)

松浦会長 発言がないようですので質疑を終了します。
これより討論を省略し、採決に入ります。
議案第 7 号については、原案のとおり同意することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松浦会長 異議なしと認めます。
よって、議案第 7 号「尾張都市計画事業小牧本庄土地
区画整理評価員の選任について」は、原案のとおり同意され
ました。

日程第 3 「報告事項」に入ります。

報告事項 (1)、(2) について、一括して事務局に説明
を求めます。

杉山主幹 報告事項 1 令和 7 年度事業計画についてご説明いたし
ます。

それでは、2 ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧
ください。

まず、予算であります。歳入・歳出合計それぞれ 1 億
5,320 万円となっており、前年度に対して、4,067 万 8 千円
の増額となっております。

主な項目を申し上げますと歳入では 2 款 国庫支出金
で、1,140 万円、3 款 市費からの繰入金は、1 億 598 万 5
千円、6 款 市債として 3,480 万円を計上したものであり
ます。

一方、歳出では 1 款 総務費で、1,356 万 7 千円、審議
会費・人件費・事務費等であります。

2 款 事業費で、1 億 3,818 万円、委託料・工事費等であります。

続きまして、令和 7 年度事業予定であります。

次ページ 3 ページをお願いします。

1 の工事としては、道水路工事費で、4,600 万円、樋管設置工事、道路維持工事等であります。

その下段、造成等工事費で、500 万円、街区粗造成工事であります。

その下段、交通安全施設設置工事費で、100 万円、反射鏡・道路照明灯設置工事等であります。

2 の補償としては、物件移転補償費で、1,500 万円、物件補償と工作物補償等であります。

その下段、損失補償費で、410 万円、従前地も仮換地も使えないことによる補償であります。具体的には、昨年度実施した仮設道路の工事に伴い、従前地の使用収益を停止させていただいたことによる補償であります。

3 の委託としては、測量設計委託料で、3,269 万円、道路詳細設計業務、雨水詳細設計業務等であります。

その下段、除草浚渫委託料で、2,200 万円であります。

その下段、物件調査委託料で、900 万円であります。

4 のその他として、修繕料 250 万円であり、区域内道水路の緊急維持修繕費であります。

続きまして、本年度の工事予定箇所については、事業係長の白木より説明いたします。

白木係長

続きまして、令和 7 年度の工事予定箇所についてご説明させていただきます。前で説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料 4 ページ、箇所図をお願いします。

まず、図の着色ですが、灰色で表示した箇所が区画整理事業により公共施設として整備する道路、公園及び調整池等となります。

そして、今年度は赤色①と表示した 3 号調整池の樋管工事を予定しております。

この樋管工事は、昨今の集中豪雨や局地的豪雨の際に一時的に雨水を貯める調整池の整備に先立ち、調整池から大山川へ安全に雨水を流下させるための管路の整備工事となります。

工事の時期につきましては、樋管の設置に伴い大山川の堤防を掘削する必要があることから、渇水期となる 11 月以降の着手を予定しております。

また、今年度、樋管の整備を行った後、調整池の本体工事につきましては、令和８年度以降に速やかに工事を進めていきたいと考えております。

次に本地区の草刈り予定についてご説明させていただきます。

草刈り箇所につきましては、緑色で着色しております。

先行買収等により取得した市の管理地及び、昨年度実施した工事用仮設道路の整備に伴い使用収益を停止させていただいた耕作地について実施をさせていただきます。

なお、草刈りは年に２回を予定しており、１回目が６月下旬から、２回目が１０月初旬から順次行ってまいります。

また、こちらの箇所図に記載はございませんが、２号公園及び３号公園用地へは、他地区の工事で発生する残土を５月中旬ごろより随時、工事用仮設道路を利用し搬入する予定としております。

次に、大まかとはなりますが、長期的な工事の進め方についてご説明をさせていただきます。

今年度の樋管工事後は、令和８年度以降に３号調整池本体の整備を行い、その後、当該区画整理事業の目的の一つである都計道・江南池之内線の早期整備に向け、当該道路区域内の既存建屋を移転していただくために必要な、都計道・犬山春日井線の一部を整備していく予定であります。

さらにその後は、都市計画道路・犬山春日井線の枝線となる東西の区画道の整備とあわせ、その沿線の宅地造成工事を実施していく予定としております。

なお、只今ご説明させていただきました令和８年度以降の工事の進め方につきましては予算等の状況により変更する場合がありますのでご了承くださいますようお願いいたします。

工事等の実施にあたりましては、地区の皆さまに極力ご迷惑をおかけしないよう、細心の注意を払いながら進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で工事予定についての説明を終わります。

吉田係長

それでは、報告事項（２）の「小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱及び傍聴要領の改正について」ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、５ページをお願いします。

このたび、令和７年４月２８日付けで小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱を改正いたしました。

理由としましては、審議会の議事運営をより円滑に進めるためであり、改正した箇所としましては着色部分であります。

主なものとしては、第2条の「会長の選出」や第3条の「会長の任期等」を、実際の運用に合わせて追加したことや、この議事運営要綱とは、別で定めておりました8ページにあります土地区画整理審議会傍聴要領を廃止し、その内容を議事運営要綱にまとめたものであります。

以上で、「小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱及び傍聴要領の改正について」のご報告とさせていただきます。

松浦会長 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

(質問なし)

松浦会長 発言がないようですので、質疑を終了いたします。
続きまして日程第4 その他に入ります。

吉田係長 それでは、「その他」といたしまして、昨年3月に行いました仮換地指定通知のその後の経過についてご報告させていただきます。

仮換地指定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき、仮換地指定があったことを知った日の翌日から3か月以内に、愛知県へ審査請求ができることとなっておりますが、最終的に3件の審査請求が県へ提出されました。そのうち1件は審査手続きが終了しており、仮換地指定は適正であったとして、審査請求を棄却する旨の裁決がされております。

もう1件は、書類の不備により審査手続きを経ず、審査請求を却下する旨の裁決がされております。また、もう1件については、現在も審査手続きが継続しております。

審査請求の具体的な内容につきましては、説明を控えさせていただきますが、まだ審査中の案件もございますので、引き続き適切に対応していきたいと考えております。

以上で、「仮換地指定後の経過について」の報告とさせていただきます。

松浦会長 説明が終わりました。その他にはよろしいでしょうか。

永井委員 今の仮換地指定のところですけど、この前もらった仮換地指定通知の内容で何もなければそのまま決まるということですか。それとも実際に測量が入った後に決まるものな

のですか。もう近所の組で狭い道路しか通っていないので、ごみ捨てをだいぶ遠くにもっていかないといけない。それを区画整理とともに整備しようかという話があるのですが、これはごみ収集の担当部署と話す内容になるのですか。区長からも話があってどちらと話をすればよいのかという状況なのですが。

杉山主幹　　今ご質問を２点いただきまして、仮換地指定がされてそれで土地の配置が決まるのかということですが、仮換地指定がされますと皆様の土地の配置が一旦決まります。

その決まった土地の配置に合わせて、周辺の道路整備などを行っていきます。

道路が整備されますと敷地を測量させていただいて、確定をさせます。

そうしますと、土地の境界のところに杭を入れさせていただきますが、そちらについては、まだ今事業が始まったばかりですので今後道路整備がされて事業終盤になってきますとそういった測量をして杭を入れていくことになります。

次にごみ置き場の件ですが、場所等については、区画整理課にご相談いただいてもいいですし、またごみ政策課にご相談いただいてもいいですが、一旦地元でご相談してお話されるのがいいかと思います。

永井委員　　ありがとうございました。

松浦会長　　その他にはよろしいでしょうか。
発言がないようですので本日の審議会は終了いたします。